

平成 19 年 7 月 2 日 制定

平成 19 年 7 月 5 日 施行

平成 24 年 6 月 22 日 改定

平成 25 年 4 月 1 日 施行

会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本内部監査協会（以下「本会」という。）の定款第 7 条の規定に基づき、本会の会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第 2 条 会員の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 年 100,000 円
- (2) IIA 個人会員 年 20,000 円

(納入)

第 3 条 前条に規定する会費は、指定の方法で 1 年分を一括納入する。

(入会金)

第 4 条 正会員の入会金は 30,000 円とする。本会に入会しようとする者は所定の入会申込書と共に入会金を納入しなければならない。

(減免)

第 5 条 名誉会員は入会金及び会費納入を免除される。
学識経験者にあつては、IIA 個人会員の会費を年 7,000 円とする。

(規程の変更)

第 6 条 この規程は、理事会の議を経、社員総会の承認を受けなければ、変更することができない。

附則

- 1 平成 24 年 6 月 22 日の改定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、既納の社団法人日本内部監査協会の会費は、本会の会費に振り替える。
- 3 本会設立時に、社団法人日本内部監査協会の会費未納入者の会費は、本会が徴収する。